

平成二十一年七月二十一日受領  
答弁第六七六号

内閣衆質一七一第六七六号

平成二十一年七月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとする政府の方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとす政府の方針に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十一年六月三十日内閣衆質一七一第五七四号）一及び二について等で繰り返しお答えしているとおり、北方四島の帰属の問題を段階的に分けて解決するという方法は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという、平成二十年七月の北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において首脳間で一致した認識と相容れないものと認識している。

いずれにせよ、政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結する考えであるが、北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、お尋ねの点も含め、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えたい。